

しんにちは つるおか

No. 98

地域で生きていくことを支え合う

いたもと ようこ
板本 洋子 さん



結婚問題アドバイザー。1980年、日本青年館の結婚相談所の専任となり、その後所長に就任。退職後、2012年に自身が代表を務めるNPO法人全国地域結婚支援センター（略称「P-Coネット」）を設立。35年以上結婚支援に携わる。「つるおか“婚シェルジュ”養成プログラム講習会」の講師として来鶴。茨城県出身。

P-Coネットでは主に2つの活動をしています。1つは、登録会員を対象としたパーティーの開催やお相手の紹介等出会いの場を作ること。もう1つは、「結婚」を通じて見えてくる問題・課題を考えるセミナーの開催です。今、どの自治体でも抱えている少子化・人口減少の問題。これを解決するためには、経済・雇用の安定や若者の定住、農村地域であれば農業後継者の確保等に取り組む必要があります。結婚支援もその1つ。これらは全部つながっているんですね。だから結婚支援は、個人だけでなく地域全体の問題として取り組む必要があると考えています。

結婚に関する調査等で鶴岡には合併前から何度か訪れています。調べてみると、鶴岡をはじめ山形県では実に様々な結婚の形が見られます。例えば、よくある嫁しゅうとめ問題。おしゅうとめさんとの関係を和ら

げるために、働きに出たり地域で活動したりして、自分たち夫婦が自立する道を作ることのできるお嫁さんが多いんです。おしゅうとめさんと戦うのではなく、そうやってバランスをとっているんですね。また、長男長女の跡取り同士が事実婚を選択したケースもあります。これは一緒に人生を歩んでいくために、2人が考えた新しい結婚の形です。こうして見ると、一見マイナスに思えることをプラスに変える力が、皆さんにはあるのだと思います。

結婚支援の成果は、何組結婚できたかなどの数値で見ると見えます。それはそれで目指すべきことです。でも、結婚を支援するということは、その地域で生きていくことをみんなで支え合うということ。結婚支援においてこの視点を持つことは大切です。今回の「つるおか“婚シェルジュ”」のような活動を通して、世代を超えて交流し、お互いに学び合ってほしいですね。人の活性化は地域の活性化。地域の連帯もそこから生まれてくるのだと思います。



講習会の様子（8月26日／グランド エル・サン）

▽健康食品の送り付け ▽詐欺的投資で損失 ▽強引な訪問販売や電話勧誘 ▽サクラサイト（出会い系サイト）利用で高額請求 ▽行政や公共機関の名を語った不審電話や訪問 ▽ハガキやメールによる架空請求 ▽訪問業者による unnecessary 工事で多額の請求

A 鶴岡市消費生活センターに相談してください

消費生活センターは、消費者側の立場で、事業者と消費者の間に生じる問題の解決に向けて相談を受けています。本市においても、次のような消費者被害が発生しており、平成25年度は446件の苦情・相談がありました。

Q 電話勧誘で決めた購入を取り消したいのですが

電話で商品の勧誘を受け、購入を決めました。後で売買契約書を見ると、受けた説明と違っていたので、購入を取り消したいです。どこに相談したらよいですか。

Q 電話勧誘で決めた購入を取り消したいのですが

市への意見や質問、広報を読んだ感想などをお寄せください。
◎送り先 本所総務課
☎25 - 2111内線316

声
voice

鶴岡が誇るもの & 技

MADE in TSURUOKA

鶴岡発の優れた技術やこだわりの逸品。その魅力や今後の展望を紹介します。

第4回 産直あぐりの加工技術 ～6次産業化の取り組み～

国道112号沿いにある、そろばん玉のような鮮やかな色の果物のモニュメントが目印の産直あぐり。平成9年に、県内でも駆け出しの産直施設として果樹地帯の櫛引地域にオープンしました。地元で収穫した新鮮な野菜や、特産の果物を取り扱っていますが、冬期間は商品が不足し売上げが落ちることが課題でした。そこで、特産品の果物を原料とするジュースなどの加工品を、製造から販売まで一貫して行う6次産業化に取り組み始めます。「今でこそ商品の数も増え、他社の加工も受託するようになりましたが、初めは設備も経験も十分ではなく、何度も何度も失敗を重ねました。その蓄積が今に結び付いています」と話すのは(株)産直あぐり代表取締役の澤川宏一さんです。

澤川さんは、地元の恵まれた資源を使わない手はないと規格外の果物に着目。国や県の補助事業で加工施設を整備し、リンゴやブドウ、ブルーベリー、庄内柿のジュース化に次々と成功します。柿ドリンクの開発時には、渋抜きした柿が渋戻りするという問題を数年かけて解決し、また飲みや



〈櫛引観光協会会長も務める澤川さん〉

■問合せ/本所農政企画室 ☎内線588

すくするために地元の食材を混ぜるなど創意工夫し、商品化につなげました。

最新作は、完熟したラ・フランスを使った「プレミアム ラ・フランスジュース」。商品化のきっかけは、「完熟したが少し傷ついているため売れないラ・フランスを使って、何か作れないか」との声が、生産者から寄せられたことです。完熟したラ・フランスから果汁を十分に絞ることは技術的に難しく、完熟前の固さが少し残るものを搾汁するのが一般的です。完熟したものを使ってジュースを作るために、似たような取り組みのノウハウを集め、手作業による作業工程を増やしています。また、消費者の視点で飲みやすさにもこだわり、ラ・フランス特有の香りと果実の肉質を感じることができるジュースが生まれました。現在は、砂糖を一切使用しない「本物」の桃ジュースの開発に着手しており、桃の生産者など地域の仲間たちと一緒に試行錯誤を重ねながら、来年の商品化を目指しています。

県下有数の果樹多品種栽培を誇る櫛引地域。その強みを、最大限活用していこうとする産直あぐりの6次産業化への取り組み。手間を惜しまず、おいしいものを地域の仲間たちと一緒に作っていきたいという思いが、新たな加工品を生み出す原動力にもなっています。「これからも新商品開発などを進め、櫛引地域の農業を盛り上げていきたい」と澤川さん。次はどのような加工品が生まれるのか、期待が高まります。

書面は業者の代表者宛に、発信記録が残る特定記録郵便や簡易書留などで出します。詳しくは消費生活センターへご相談ください。
〈本所市民課〉

契約解除通知
次の契約を解除します
契約年月日
商品名
契約金額
販売会社名・担当者名
支払った代金〇〇〇円を
返金し商品を引き取って
ください。
年 月 日
契約者住所
契約者氏名

ハガキによる「契約解除通知」の記載例

なる場合があります。等の書面で契約解除ができます(取引の種類によっては期間が異なる場合があります)。

▼クーリング・オフ制度
訪問販売や電話勧誘など、不意打ち的な勧誘で契約した場合に、一定期間内であれば無条件に契約解除ができる制度です。クーリング・オフについて記載された申込みや契約書面を受け取った日を1日目として、8日目までにハガキ

商品を購入するときや、サービスの提供を受けるとき、少しでも不審に感じたら、契約や代金支払いの前に相談しましょう。
■相談日時 月曜～金曜日(祝日は除く) 午前9時～午後4時
■場所 市役所本所1階市民課内 ☎25・2982
■相談方法 電話または直接面談